

倉敷市立玉島南小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校のいじめの態様は「冷やかしかからかい」「悪口や嫌なことを言われる」といったものが多い。日常の観察に加え、教育相談やアンケートを実施し、実態把握と早期解決に努めている。昨年度から、発達支持的生徒指導を推進する校務分掌を位置付け、いじめの未然防止について全教職員で共通理解をし、児童への発達支持的な働きかけの充実を図る取組を進めている。さらに、いじめの早期発見、適切な対応のために教職員研修も行っている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる人権侵害行為だということを児童・家庭・地域・教職員全体で共通認識する。
 - ・いじめの早期発見のために、教育相談やアンケートを活用し、相互の連携がとりやすいように実施時期の工夫を行う。得られた情報は教職員間で共有する。
 - ・いじめられた児童を全力で守る態度を貫く。
- 〈重点となる取組〉
- ・いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を、定期的実施する。
 - ・月別の防止対策に加え、運営委員会や人権週間などとタイアップして、いじめ防止に関する取組を、児童が自発的に行うことができるようにする。

| 保護者・地域との連携 | 学 校 | 関係機関等との連携 |
|---|--|--|
| <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校基本方針を、学年級懇談・PTA 総会・学校運営協議会、HP等で説明し、学校と保護者・地域で協力して取り組むことを強調し、意見交換や協議の場を設定して取り組みの改善に生かす。 ・ HP 等で相談窓口の紹介をする。 ・ 交通当番や安全パトロール、施設開放使用団体と情報を共有する。 ・ 日常的に、家庭と連携をとる。 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">いじめ対策委員会</p> <p style="margin: 0;">〈いじめ対策委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針の計画、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応等 <p style="margin: 0;">〈いじめ対策委員会の開催時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則毎週金曜日 16:25から情報交換会を行う。(月1回はSSWも参加) <p style="margin: 0;">〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議及び終礼等 <p style="margin: 0;">〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校外: PTA、学校運営協議会委員等 ・ 校内: 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、SC、SSW等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">全 教 職 員</p> </div> | <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市教育委員会、児童相談所、子ども相談センター、青少年育成センター等 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットパトロール、児童・保護者支援 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教頭 <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 玉島警察署 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行防止教室、学警連等の連絡協議会 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教頭・生徒指導主事 |

学 校 が 実 施 す る 取 組

| | |
|--------------|---|
| ① いじめの防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童会・人権週間の取組…多様性を認め、人権侵害をしない思いやりの心が育つ取組を行う。 ・ いじめ防止対策…年数回、生徒指導部よりアンケート調査を行う。 ・ 情報モラル教育…ネット上のいじめを防止するために、外部組織と連携し、各学年において行う。 ・ 居場所づくり…日頃の授業や行事等の特別活動の中で、自己有用感や充実感を感じられる学校・学級づくりを進める。 ・ 教員研修…指導力向上のため、文科省からの資料等を使って定期的に研修を行う。 |
| ② 早期発見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態把握…毎日の心の健康観察(3～6年)、アンケート、年2回の教育相談などで、生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ・ 相談体制の確立…全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声掛けを行い、訴えたり相談したりできる体制を整える。 ・ 情報共有…職員会議・終礼等で報告する。年30回程度。 |
| ③ いじめへの対処 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有無の確認…いじめを受けているとの連絡があった場合、すみやかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 ・ 組織的対応の検討…いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ・ いじめられた児童への支援…いじめがあったことを確認した場合は、いじめられた児童を守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ・ いじめた児童への指導…いじめた児童に対しては、いじめは人権侵害行為であること、相手の心身に及ぼす影響が大きいこと等に気付かせる適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 |

| | 会議、委員会等 | 学校が実施する取組 | | |
|-----|--|-----------------------------|--|----------------------------------|
| | | ① いじめ防止の取組 | ② 早期発見の取組 | ③ いじめへの対処 |
| 4月 | ○職員会議 ・基本方針、年間計画の確認 ○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会 ○発達支持的生徒指導PT | ○学年集会、学級づくりの取組 (学年部・各学級) | ○個別懇談 ○懇談会 ○いじめに関する職員研修 ○心の健康観察 | ○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解(対策委) |
| 5月 | ○生徒指導部会 ○発達支持的生徒指導PT | | ○心の健康観察 | |
| 6月 | ○生徒指導部会 | ○校内人権週間 | ○教育相談 ○心の健康観察 | |
| 7月 | ○生徒指導部会 | | ○個別懇談 ○アンケート ○心の健康観察 | |
| 8月 | ○職員研修 ○発達支持的生徒指導PT | | ○心の健康観察 | |
| 9月 | ○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会 | ○PTA 人権懇談 | ○心の健康観察 | |
| 10月 | ○生徒指導部会 | | ○心の健康観察 | |
| 11月 | ○生徒指導部会 | ○校内人権週間 | ○教育相談 ○アンケート ○心の健康観察 | |
| 12月 | ○生徒指導部会 ○発達支持的生徒指導PT | | ○個別懇談 ○心の健康観察 | |
| 1月 | ○生徒指導部会 | | ○心の健康観察 | |
| 2月 | ○生徒指導部会 | | ○懇談会 ○アンケート ○心の健康観察 | |
| 3月 | ○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会 | ○学年集会 | ○心の健康観察 | ○一年間のまとめと次年度へ課題 検討(対策委) |

年間を通して行う取組
 年数回アンケートの実施(記名式)
 いじめ対策委員会、生徒指導部会…毎週金曜日の終礼時に情報交換を行い、必要に応じて開催。